

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付	第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付
第2節 申告納税方式による関税の確定	第2節 申告納税方式による関税の確定
(通関業者による代理申告)	(通関業者による代理申告)
7-2 通関業者が輸入者の代理人として納税申告を行う場合の取扱いは、次による。	7-2 通関業者が輸入者の代理人として納税申告を行う場合の取扱いは、次による。
(1) 通関業者が、輸入者の代理人として納税申告を行うときは、輸入（納税）申告書等（「輸入（納税）申告書」（C-5020 又はC-5025-1）又は特例申告書（後記7の2-1（特例申告の方法）に規定する特例申告書をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の「輸入者」欄に輸入者の住所、氏名及び電話番号を記載し、かつ、「代理人」欄に自己の住所、氏名及び電話番号を記載させる。	(1) 通関業者が、輸入者の代理人として納税申告を行うときは、輸入（納税）申告書等（「輸入（納税）申告書」（C-5020 又はC-5025-1）又は特例申告書（後記7の2-1（特例申告の方法）に規定する特例申告書をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の「輸入者」欄に輸入者の住所、氏名及び電話番号を記載し <u>（押印不要）</u> 、かつ、「代理人」欄に自己の住所、氏名及び電話番号を記載の上、 <u>押印させる</u> 。
(2) (省略)	(2) (同左)
(3) 定率法等の規定により輸入申告者の資格が限定されている場合においても、通関業者による代理申告を妨げない（法律的には、限定申告者が貨物の輸入取引者たる商社等（以下「輸入取引者」という。）に輸入を依頼し、その輸入取引者が通関業者に通関を委任することによって、復代理があつたものと解する。）が、この場合においては、輸入（納税）申告書等の「輸入者」欄の上位に限定申告者の住所、氏名及び電話番号を、その下位に輸入取引者の住所、氏名及び電話番号をそれぞれ記載するとともに、「代理人」欄に当該輸入取引者から通関手続の委任を受けた通関業者の住所、氏名及び電話番号を記載させる。	(3) 定率法等の規定により輸入申告者の資格が限定されている場合においても、通関業者による代理申告を妨げない（法律的には、限定申告者が貨物の輸入取引者たる商社等（以下「輸入取引者」という。）に輸入を依頼し、その輸入取引者が通関業者に通関を委任することによって、復代理があつたものと解する。）が、この場合においては、輸入（納税）申告書等の「輸入者」欄の上位に限定申告者の住所、氏名及び電話番号を、その下位に輸入取引者の住所、氏名及び電話番号をそれぞれ記載するとともに、「代理人」欄に当該輸入取引者から通関手続の委任を受けた通関業者の住所、氏名及び電話番号を記載し、 <u>押印させる</u> 。
なお、この場合においては、限定申告者と輸入取引者との関係について、購入依頼書等の書類による確認を行うこととするが、継続して輸入申告される場合であつて、税関において支障がないと認めるときは、有効期限（2年を限度とする。）を付した包括的な購入依頼の事実を証する書類（例えば、限定申告者が作成した輸入依頼商社の一覧表）を提出させることにより、個々の輸入申告の際の確認は省略して差し支えない。	なお、この場合においては、限定申告者と輸入取引者との関係について、購入依頼書等の書類による確認を行うこととするが、継続して輸入申告される場合であつて、税関において支障がないと認めるときは、有効期限（2年を限度とする。）を付した包括的な購入依頼の事実を証する書類（例えば、限定申告者が作成した輸入依頼商社の一覧表）を提出させることにより、個々の輸入申告の際の確認は省略して差し支えない。
(更正の手続)	(更正の手続)
7の16-2 法第7条の16第1項又は第3項の規定による更正の手続は、次による。	7の16-2 法第7条の16第1項又は第3項の規定による更正の手続は、次による。
(1)～(5) (省略)	(1)～(5) (同左)
(6) 法第7条の16第4項ただし書の規定による納税申告に係る税額の納付前の減額更正は、輸入（納税）申告をした者が税関の窓口にいる場合には、その者に輸入（納税）申告書に記載した税額等を是正させ、その是	(6) 法第7条の16第4項ただし書の規定による納税申告に係る税額の納付前の減額更正は、輸入（納税）申告をした者が税関の窓口にいる場合には、その者に輸入（納税）申告書に記載した税額等を是正させ、その是

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>正箇所に税関の審査印を押なつし、それ以外の場合には、輸入（納税）申告書に記載された税額等を税関において是正の上、その箇所に税関の審査印を押なつし、それぞれ上記(3)により差し替えた是正後の税額に係る納付書の第1片から第3片まで（納付書・領収証書用、領収控用、領収済通知書用）（第3片は、税関の審査印を押なつしたもの）を輸入（納税）申告をした者に送達することにより行う。ただし、当該減額更正が輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係るものである場合には、輸入（納税）申告書に記載された税額等を税関において是正の上、その箇所に税関の審査印を押なつすとともに、上記(4)に準じて更正通知書を送達することにより行う。</p>	<p>正箇所に、<u>その者の印を押なつすとともに</u>税関の審査印を押なつし、それ以外の場合には、輸入（納税）申告書に記載された税額等を税関において是正の上、その箇所に税関の審査印を押なつし、それぞれ上記(3)により差し替えた是正後の税額に係る納付書の第1片から第3片まで（納付書・領収証書用、領収控用、領収済通知書用）（第3片は、税関の審査印を押なつしたもの）を輸入（納税）申告をした者に送達することにより行う。ただし、当該減額更正が輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係るものである場合には、輸入（納税）申告書に記載された税額等を税関において是正の上、その箇所に税関の審査印を押なつすとともに、上記(4)に準じて更正通知書を送達することにより行う。</p>
<p>第3章 船舶及び航空機</p>	<p>第3章 船舶及び航空機</p>
<p>（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）</p>	<p>（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）</p>
<p>23-4 法第23条第3項の規定による外国貨物である船（機）用品の積込みの承認については、次による。</p>	<p>23-4 法第23条第3項の規定による外国貨物である船（機）用品の積込みの承認については、次による。</p>
<p>(1)及び(2)（省略）</p>	<p>(1)及び(2)（同左）</p>
<p>(3) 前記23-2（外国貨物である船（機）用品の積込みの申告等）の(2)により外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認申告を受けた場合においては、次に掲げる条件を付して、申告された期間に係る積込みの包括承認を行うことができる。なお、積込みの包括承認を受けようとする者が、イの規定により積込みの包括承認を取り消された日から1年を経過していない者であるときは、積込みの包括承認を行わないものとする。積込みの包括承認を取り消した場合には、その旨を他の税関に通報するものとする。</p>	<p>(3) 前記23-2（外国貨物である船（機）用品の積込みの申告等）の(2)により外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認申告を受けた場合においては、次に掲げる条件を付して、申告された期間に係る積込みの包括承認を行うことができる。なお、積込みの包括承認を受けようとする者が、イの規定により積込みの包括承認を取り消された日から1年を経過していない者であるときは、積込みの包括承認を行わないものとする。積込みの包括承認を取り消した場合には、その旨を他の税関に通報するものとする。</p>
<p>イ（省略）</p>	<p>イ（同左）</p>
<p>ロ 機用品にあっては、その積込みの都度、次に掲げる事項を記載した「積込明細書」を作成し、積込み終了後、機長若しくは機長に代わってその職務を行う者又は税関職員による積込みの<u>確認</u>を受けた上で、<u>当該確認を受けた者の氏名を記載すること</u>とし、1月分ごとに取りまとめて翌月5日までに税関に提出するとともに、「積込明細書」の積込実数量の合計が積込包括承認書の数量を下回った場合には、当該明細書の合計数量を併せて報告すること。</p>	<p>ロ 機用品にあっては、その積込みの都度、次に掲げる事項を記載した「積込明細書」を作成し、積込み終了後、機長若しくは機長に代わってその職務を行う者又は税関職員による積込み<u>確認の署名</u>を受けた上で、1月分ごとに取りまとめて翌月5日までに税関に提出するとともに、「積込明細書」の積込実数量の合計が積込包括承認書の数量を下回った場合には、当該明細書の合計数量を併せて報告すること。</p>
<p>(イ) 積込年月日</p>	<p>(イ) 積込年月日</p>
<p>(ロ) 航空機の登録記号</p>	<p>(ロ) 航空機の登録記号</p>
<p>(ハ) 品名</p>	<p>(ハ) 品名</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(ハ) 品名	(乙) 積込実数量
(乙) 積込実数量	ハ 船用品（燃料に限る。）にあっては、その積込みの都度、「積荷役協定書」、「揚荷役協定書」及び「バンカーデリバリーノート」又は積込予定船舶に積み込まれた数量を確認することができるこれらに準ずる書類（いずれの書類についても、積荷及び揚荷の数量が記載され、かつ、関係者が <u>積込みを確認した旨の記載</u> があるものに限る。）を作成し、次に掲げる事項を記載した「外貨船用品積込明細総括表」とともに、1月分ごとに取りまとめて翌月5日までに税関に提出すること。
ハ 船用品（燃料に限る。）にあっては、その積込みの都度、「積荷役協定書」、「揚荷役協定書」及び「バンカーデリバリーノート」又は積込予定船舶に積み込まれた数量を確認することができるこれらに準ずる書類（いずれの書類についても、積荷及び揚荷の数量が記載され、かつ、関係者が <u>積込みを確認した旨の記載</u> があるものに限る。）を作成し、次に掲げる事項を記載した「外貨船用品積込明細総括表」とともに、1月分ごとに取りまとめて翌月5日までに税関に提出すること。	(イ) 積込年月日
(イ) 積込年月日	(乙) 積込船名
(ロ) 積込船名	(ハ) 積込場所
(ハ) 積込場所	(乙) 品名
(乙) 品名	(ホ) 積込実数量（流量計又は液面計で測定した積込数量を併記）
(ホ) 積込実数量（流量計又は液面計で測定した積込数量を併記）	(エ) 燃料供給船名
(エ) 燃料供給船名	(リ) 当該積込指定期間中の積込実数量の合計
(リ) 当該積込指定期間中の積込実数量の合計	なお、船用品（燃料に限る。）の積込期間終了後、当該包括承認を受けた者に対して、保税地域からの納品書及びその他積込みに関し参考となる書類の提示を求め、積込実態を確認するものとする。
二 (省略)	二 (同左)
(4) (省略)	(4) (同左)
(5) 積込みの包括承認と併せて包括保税運送の承認を行う場合の手続は、後記63-24（包括保税運送貨物を運送する際の手続等）の規定に基づき行うこととなるが、同項の(1)の規定中「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C-4000）については、「4部」を「2部」と読み替え、1部については当該積込包括承認申告書の写しを添付して発送地の倉主等へ提出し、残りの1部（本船側の受領者の氏名が記載されたもの。）については1月分を取りまとめ、前記23-4（外国貨物である船（機）用品の積込の承認）の(3)のロに規定する「積込明細書」又は同項のハに規定する「外貨船用品積込明細総括表」とともに積込包括承認税関に提出させるものとする。	(5) 積込みの包括承認と併せて包括保税運送の承認を行う場合の手続は、後記63-24（包括保税運送貨物を運送する際の手続等）の規定に基づき行うこととなるが、同項の(1)の規定中「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C-4000）については、「4部」を「2部」と読み替え、1部については当該積込包括承認申告書の写しを添付して発送地の倉主等へ提出し、残りの1部（本船側の受領サインを受けたもの。）については1月分を取りまとめ、前記23-4（外国貨物である船（機）用品の積込の承認）の(3)のロに規定する「積込明細書」又は同項のハに規定する「外貨船用品積込明細総括表」とともに積込包括承認税関に提出させるものとする。
なお、包括保税運送貨物が船用品（燃料に限る。）である場合、「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C-4000）の記載項目について、申告税	なお、包括保税運送貨物が船用品（燃料に限る。）である場合、「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C-4000）の記載項目について、申告税

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>関、発送場所、発送年月日、運送具（燃料供給船名）、積載船名、品名及び数量以外の項目の記載を省略させることとして差し支えない。</p> <p>(6)及び(7)（省略）</p> <p>（外国貨物である船（機）用品の積込みの確認等）</p> <p>23-7 法第23条第5項の規定により税関に提出させる船（機）用品の積込みの事実を証する書類は、次のいずれかの書類とする。</p> <p>(1) 「外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書」（確認用）にあっては、<u>船長、機長若しくはこれらの者に代わってその職務を行う者又は税関職員により受領欄が記載されたもの</u></p> <p>(2) 前記 23-4（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）の(3)の口の規定により作成する「積込明細書」にあっては、<u>積込みの確認を行った機長若しくは機長に代わってその職務を行う者又は税関職員の氏名が記載されたもの</u></p> <p>(3)（省略）</p>	<p>関、発送場所、発送年月日、運送具（燃料供給船名）、積載船名、品名及び数量以外の項目の記載を省略させることとして差し支えない。</p> <p>(6)及び(7)（同左）</p> <p>（外国貨物である船（機）用品の積込みの確認等）</p> <p>23-7 法第23条第5項の規定により税関に提出させる船（機）用品の積込みの事実を証する書類は、次のいずれかの書類とする。</p> <p>(1) 「外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書」（確認用）の受領欄に<u>船長、機長若しくはこれらの者に代わってその職務を行う者又は税関職員の署名したもの</u></p> <p>(2) 前記 23-4（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）の(3)の口の規定により作成する「積込明細書」の受領欄に<u>機長若しくは機長に代わってその職務を行う者又は税関職員の署名したもの</u></p> <p>(3)（同左）</p>